

平成 26 年度第 14 回国立大学法人埼玉大学役員会議事要録

日 時：平成 27 年 3 月 20 日（金）16:45～16:55

場 所：事務局第 1 会議室

出席者：山口学長、佐藤理事、齊藤理事、小見理事、吉澤理事

同 席：尾崎監事、伊藤副学長、川又副学長

◎ 前回議事要録の確認

議事に先立ち、高都総務課係員から、平成 26 年度第 13 回役員会議事要録の説明があり、了承された。

<議題>

1. 国立大学法人埼玉大学におけるヒトを対象とする研究に関する倫理規則の一部改正について
学長から、配付資料 2 に基づき、以下の趣旨による当該規則の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。
 - ・「臨床研究に関する倫理指針（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号）」及び「疫学研究に関する倫理指針（平成 19 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）」が廃止・統合され、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」が平成 27 年 4 月 1 日より施行されることに伴う本規則の一部改正
2. 国立大学法人埼玉大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則の制定について
佐藤理事から、配付資料 3 に基づき、以下の趣旨による当該規則の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。
 - ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定：平成 27 年 4 月適用）が定められたことに伴い、現行の埼玉大学における研究活動上の不正行為に関する基本指針及び研究活動に係る不正行為防止委員会規程を廃止して、新たな規則の制定
3. 国立大学法人埼玉大学学生宿舎規則の一部を改正する規則（案）について
齊藤理事から、配付資料 4 に基づき、以下の趣旨による当該規則の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。
 - ・学生宿舎の入居期間について、入居許可期間満了に伴う場合には退去日を 5 日早めることにより、宿舎の適正な管理運営に資する目的で本規則の一部改正

4. 人文社会科学研究科設置及びその他学内組織の変更等に伴う関係規則等の改正及び制定について

小見理事から、配付資料 5 に基づき、以下の趣旨による関係規則等の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。

- ・人文社会科学研究科設置、経済学部改組及びその他学内組織の変更等に伴い、関係規則等について所要の改正及び制定

5. 埼玉大学における教員活動評価実施要項の一部改正について

川又副学長から、配付資料 6 に基づき、以下の趣旨による当該要項の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。

- ・大学運営に関わる活動の多様化に伴い、教員活動評価に用いるデータを見直すことで、活動内容の実態に対応するため、本要項の一部改正

6. 平成 27 年度計画（案）について

川又副学長から、配付資料 7 に基づき、平成 27 年度計画（案）の原案の内、教育研究評議会の承認を得た部分について説明があった後、審議の結果、了承された。

<次回日程>

3 月 26 日（木）教育研究評議会終了後